

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正趣旨

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は政令委任されており、さらにその一部は省令委任されている。
- 今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号。以下「一部改正政令」という。）」において地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）の一部を改正する予定である。
- 一部改正政令の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）について、必要な改正を行う。

2. 改正の概要

- 一部改正政令により、令和 8 年 8 月から、新たに年間高額療養費算定基準額（以下「年間上限」という。）を設けること等に伴い、その決定請求手続を新設するほか、所要の規定の整備等を行う。
 - （１）外来療養に係る年間の高額療養費の申請手続に関する規定（施行規程第 110 条の 4 の 4 第 1 項）

地共済令第 23 条の 3 の 3 の高額療養費（外来療養に係る年間の高額療養費）の算定基準額について、住民税非課税区分が新設されることに伴い、地共済令第 23 条の 3 の 3 の高額療養費の支給申請手続について、施行規程第 110 条の 4 第 2 項第 2 号（月間の高額療養費の支給の申請）と同様に、住民税非課税区分に該当することを証明する書類の添付を求めることとする。
 - （２）新設する年間の高額療養費の申請手続に関する規定（施行規程第 110 条の 4 の 5 の 2（新設））

地共済令第 23 条の 3 の 3 の 2 の高額療養費（新設する年間の高額療養費）の申請手続を規定する。なお、施行規程第 110 条の 4 の 4 の高額療養費（上記（１））に準拠した規定とするが、組合間異動時の自己負担額の合算は行わないため、同条に規定する旧組合による自己負担額に係る証明書等に関する規定は不要である。
 - （３）限度額適用・標準負担額減額認定に関する規定（施行規程第 110 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項第 4 号）

地共済令第 23 条の 3 の 2 第 5 項（外来療養に係る月間の高額療養費）の算定基準額について、住民税非課税区分は 1 区分だった（施行令第 23 条の 3 の 4 第 5 項第 2 号）ところ、一部改正政令

により住民税非課税区分（同号）及び住民税非課税区分・一定所得以下（同項第 3 号）の 2 区分とすることに伴い、これらの区分に係る規定について、所要の見直しを行う。

（４）その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

公 布 日：令和 8 年 7 月 31 日

施行期日：令和 8 年 8 月 1 日